

ては、本年4月1日から社会福祉法人による運営へと移行されました。平成23年度に法人が実施する老人ホーム移転改築に向け、引き続き法人及び関係機関との協議を進めてまいります。

◎医療制度

次に、医療制度についてであります。国民皆保険制度を堅持しながら医療保険制度の将来にわたる持続的、安定的な運営を目指して一連の医療制度改革が進められております。特に高齢者の医療保険制度であります後期高齢者医療制度は、平成25年3月をもって廃止とする方針が示されており、新たな制度構築に向けて協議検討がなされているところであり、今後の動きを注視しながら、今後予定される改正に適切に対応し、安定的な運営に努めてまいります。

国民健康保険事業におきましては、特定健康診査の受診を奨励し、健康増進・疾病予防に積極的に取り組むなど、医療費の抑制効果を生じさせるとともに、事業の安定運営を目指してまいります。

◎とねっこの湯

門別温泉とねっこの湯は、通算260万人を超える入場者があり、町内外を問わず多くの方々から好評をいただいております。しかし、開設以来10年が経過し、温泉施設の設備、外壁、浴室内の天井内部等の劣化が著しく、早い段階での修繕計画が必要な状況となっており、今後愛される施設として維持するために、早急に施設等の調査を行い、併せて中長期の長寿命化に資する維持管理計画を樹立するなどして、住民の健康増進と憩いの場としての機能とサービスの向上に努めてまいります。

◎国保病院事業

次に国民健康保険病院事業についてありますが、医療を取り巻く環境が大変厳しい状況の中、公立病院改革プランに基づき、経営の効率化、事業形態の見直しなど病院事業経営の改革に取り組むとともに、住民が安心して受診できる診療体制の確保に努め、持続可能な病院経営に向けて経営の健全化を進めてまいります。

◎老人保健施設事業

介護老人保健施設事業につきましては、居宅介護支援事業所との緊密な連携により、リハビリテーション・介護・看護等のサービスを提供し、早期に在宅生活に復帰できるように努めるとともに、高齢者の生活機能の維持と向上を総合的に支援し、家族の介護負担の軽減と施設の健全な運営を図ってまいります。

◎地域防災計画

次に、住民の生命と安全を守る防災対策についてであります。

たびたび大災害に見舞われる当町としては、被害を最小限に抑え、災害対応能力を高めることを対策の主眼としていますが、災害時には自らの安全は自ら守るという「自助」が防災の基本であり、我が町は我が手で守ることが地域を守るための最も効果的な方法と考えております。

災害時に円滑に行動するためには、日ごろからの交流が大きな力になります。このため、昨年度から災害図上訓練いわゆるDIGを自主防災組織が主催し、各地域で開催し

◎地域交通安全

交通安全につきましては、北海道の交通事故は年々減少傾向にあります。依然として悲惨な交通事故は絶えない状況にあります。運転者、歩行者の双方が交通ルールを守るという意識の高揚が必要であります。関係機関、団体等と連携を図り、一層の交通安全の啓発と教育に取り組んでまいります。

以上、平成22年度の町政執行に臨む私の所信を申し上げます。

地方行財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。住民サービスのあり方につきましては、行政コスト削減の視点を持ちながらも、町民の皆様の御期待に応えるべく、町民との対話を通

して町民一人ひとりが夢と希望をもって町政に参画できる、生き生きとした町、活力のある地域の実現に向けて歩みを進めてまいります。

「この町に生まれ、この町で育ち、そして、この町に住んで本当に良かった」と町民が誇れる町づくりを目指して全力を傾注してまいりますので、議員各位並びに町民の皆様、御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

いきいきと働き、学び、
安心と笑顔で暮らせるまち

平成22年度 教育執行方針

「第2回日高町議会定例会」で

佐々木光由教育長は
教育委員会所管行政の
執行方針を述べました。

『豊かな心を育む教育・』

文化のまちづくり』



平成22年第2回日高町議会定例会に当たりまして、教育委員会の所管行政の執行方針についてご説明申し上げ、ご理解とご支援を賜りたいと存じます。

昨今の国内経済情勢は未だ好転の兆しが見られず、教育を取り巻く状況も依然厳しい環境下にあります。

こうした大きく変化する社会の中で、日高町教育目標を基に「自立」、「連帯」、「共生」を柱とした生涯学習社会の実現を目指し、教育の質の向上・充実を図るとともに、学校、家庭、地域の連携や協力を深めた総合的な教育力を高めることが極めて重要であり、喫緊の課題でもあります。

教育委員会といたしましては、このような認識に立ち、日高町総合振興計画の「豊かな心を育む教育・文化のまちづくり」に基づき、関係部局や関係機関・団体との連携を図りながら、教育行政の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以下、学校教育、社会教育の順に推進の方針と主な施策を申し上げます。

学 校 教 育

◎小中学校教育

はじめに、学校教育について申し上げます。

学校教育においては、子ども一人一人がその可能性を開花させ、自らの人生を幸福に過ごすことができるよう、学びや育ちを支援し、社会で自立していくための基本的な力を身に付けさせることが求められております。

新学習指導要領では、「生きる力」がこれまでよりも一層明確となり、変動の激しいこれからの社会に対応できる生活力Ⅱ生き抜く力といった「実社会・実生活に生きる力」に焦点化されており、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、学習内容と授業時間が増加しております。

各学校においては、新学習指導要領に基づき、創意工夫